

設計指針の取り扱いについて

〔平成5年9月10日 設計第231号
各支庁農業振興部長あて設計課長〕

このことについて、別紙のとおり扱いとしますので主旨を十分理解の上、適切な設計がなされるようお願いいたします。

(設計基準係)

設計指針の取り扱いについて

1 農政部制定設計指針と他基準等との間に不整合が生じた場合の取り扱い

農政部制定設計指針と農水省又はその他省庁等の基準等の間に不整合が生じた場合は、設計指針の制定・一部改定又は運用通達がなされるまでは現行指針を適用するものとする。

〔解説〕

農政部制定の設計指針は、水路・農道等一般的施設の計画設計に当たって必要となる標準的事項について、その考え方、配慮すべき点を定めたものであり、農林水産省構造改善局土地改良事業計画設計基準に準拠しているほか、その他省庁等の基準等を反映している部分もある。

よって、これらの基準等が制改定された時に設計指針の内容見直しが必要となる場合があるが、設計指針の検討に当たっては、北海道の地域性や農業農村整備事業の工事实施の適用性を十分考慮に入れる必要があるためこれらの基準等が制改定されたとしても即準拠できないことが多い。

このため、これらの基準等の制改定の動きには作業段階からの情報収集に努めているところであるが、設計指針の制定・一部改定又は適用通達がなされるまでは現行指針を適用するものとする。

2 設計指針が改定された場合の適用時期

設計指針は、改定施行された日から適用することが原則である。ただし、改定内容の適用に著しい支障がある場合はこの限りでない。

〔解説〕

設計指針の改定は見直しの必要性からして、その時点での技術水準等に合致したものであり、改定施行された日から適用することが原則である。

よって、施設等の設計が完了していても可能な限り改定内容に沿って修正変更することが必要であり、改定にともなう修正変更内容によっては改定の施行時期を遅らせるなどして必要な修正変更期間を設けている。

ただし、次の場合には、個々の案件について安全性等の点検を行い改定内容適用の可否を検討する。

- ① 設計作業が既に完了しており、その一部を施工中の場合。
- ② 改定内容を適用することで設計内容の大部分に手もどりが生じ不経済となる場合。
- ③ 一連の構造物との関係から構造を変化することによって不合理となる場合。
- ④ 同一路線・工事区間・同一年度施工等で構造規格を変更することが不自然となる場合。
- ⑤ その他著しく支障が生ずる場合。